



| | |
|------------|---|
| Title | 米国管理下の南西諸島状況雑件 日本協議委員会（協議委設置関係）（ ）（交換公文最終案 外務省外交史料館レファレンス番号：H220626） |
| Author(s) | - |
| Citation | 平成22年度外交記録公開(2)No.2 公開日：平成22年11月26日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(154) CD・DVD番号：H22-005 |
| Issue Date | |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43710 |
| Rights | 外務省外交史料館所蔵資料 |

交換公文最終案

極
秘

(訳文)

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する交換公文についての合意された議事録

(案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置するため
の千九百六十四年 月 日付けの交換公文のための交渉の過程
において到達した次の了解を記録する。

1 (b) に関し

交換公文 1 (b) に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「この資金の支出は、日本国の関係法令に従うこととする。」

とは、日本国の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用
されることをいうとは解さないこと、したがって、いずれの政
府も、アメリカ合衆国政府の当局又は琉球政府が日本国政府の
供与する経済援助を受け入れ、又はその援助の計画を実施する
ことについて日本国の法律に従う責任を有するとは考えないこ
とが了解される。

4 に関し

交換公文 4 に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「実施取極」とは、日本国政府の機関と高等弁務官の承認を経
た琉球政府の機関との間の取極で、日本国政府の援助計画を実施する
ために行なわれており、又は行なわれることがあるものをいう
と解することが了解される。

極秘

(日本側書簡) (案)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための援助の供与についての両政府間の協力に関し明確な取極を行なうことについて両政府の代表者の間で行なわれた討議に言及し、かつ、その討議の結果として両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 (a) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについて、引き続き協力する。

27. 4. 21.
最 終 案

(b) 日本国政府の援助は、この目的のために予算で認められた資金から供与され、この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。

2 協議委員会を設置し、同委員会は、日本国については、首席代表としての外務大臣及び總理府總務長官により、アメリカ合衆国については、日本国駐在合衆国大使により構成する。協議委員会は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについての協力に関し両政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づき隨時会合する。両政府の前記の政策の調整は、次のとおりとする。

(a) 琉球諸島の経済開発及び社会福祉の進展を毎年検討すること。

(b) 短期及び長期の必要を検討すること並びに

(c) 日本国政府が日本国の次会計年度において供与する援助の計画に関し、予算で認められた資金が利用できることを条件として、及び1(b)の規定に従い、並びに合衆国政府が供与している援助に妥当を考慮を払つて、合意すること。

3 技術委員会を設置し、同委員会は、委員長として、琉球諸島高等弁務官の代表者一人、日本国の総理府総務長官が指名する政府職員一人及び琉球政府行政主席又はその代表者一人により構成する。

技術委員会は、日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助の運営及び実施に伴つて生ずる問題を検討するため、この取極のいずれか一方の当事者の要請に基づき随時会合する。技術委員会は、この取極に基づく手続上の取極で指定することができる他の任務を遂行する。

4 日本国政府が琉球政府による使用のために提供する資金により取得される器材及び施設、日本国政府が琉球諸島に供与する器材及び施設又は琉球諸島で実施される日本国政府の技術援助は、琉球政府が、2の規定に従い、かつ、琉球諸島で適用される法令及び手続に従い、並びに日本国政府が琉球諸島に供与する援助の計画に関する実施取極に従つて、使用し、建設し、維

持し、又は管理する。前記の器材及び施設の権原は、日本国政府と合衆国政府との間で特に別段の合意を行なう場合を除くほか、琉球政府に帰属する。

本大臣は、貴官が、前記の了解が貴国政府の了解でもあることと並びにこの書簡及び前記の了解に同意する貴官の返簡が両政府間の合意を構成することをアメリカ合衆国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向けて敬意を表します。

(合衆国側書簡) (案)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、英語による訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光榮を有します。

(日本側書簡)

本官は、前記の了解を本国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成することを確認する光榮を有します。

本官は、さらに、アメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助の供与についての日本国政府の協力を求めたので、そのような援助の供与についての日本国政府の協力を歓迎する旨を申し述べる光榮を有します。合衆国政府は、極東における平和の擁護における指導的地位に伴う嚴肅な責任を遂行するにあたり、日本国との平和条約第三条の規定に従って琉球諸島の施政を行なう責務を引き受けることが必要であると認めたとありますが、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望しております。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて重ねて敬意を表します。

極秘

4/21 米側へ手交せるテキスト

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための援助の供与についての両政府間の協力に関し明確な取極を行なうことについて両政府の代表者の間で行なわれた討議に言及し、かつ、その討議の結果として両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 (a) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについて、引き続き協力する。

(b) 日本国政府の援助は、この目的のために予算で認められた資金から供与され、この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。

2 日本国については、首席代表としての外務大臣及び総理府総務長官により、並びにアメリカ合衆国については、日本国駐在合衆国大使により構成される協議委員会を設置する。協議委員会は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについての協力に関し両政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づき随時会合する。両政府の前記の政策の調整は、次のとおりとする。

(a) 琉球諸島の経済開発及び社会福祉の進展を毎年検討すること

(b) 短期及び長期の必要を検討すること並びに

(c) 日本国政府が日本国の次会計年度において供与する援助の計画に関し、予算で認められた資金が利用できることを条件として、及び1(b)の規定に従い、並びに合衆国政府が供与している援助に妥当な考慮を払つて、合意すること

3 議長としての琉球諸島高等弁務官の代表者一人、日本国の総理府総務長官が指名する政府職員一人及び琉球政府行政政府主席又はその代表者一人により構成される技術委員会を設置する。

技術委員会は、日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助の運営及び実施に伴つて生ずる問題を検討するため、この取極のいずれか一方の当事者の要請に基づき随時合する。技術委員会は、この取極に基づく手続上の取極で指定することがある他の任務を遂行する。

4 日本国政府が琉球政府による使用のために提供する資金により取得される器材及び施設、日本国政府が琉球諸島に供与する器材及び施設又は琉球諸島で実施される日本国政府の技術援助は、琉球政府が、2の規定に従い、かつ、琉球諸島で適用される法令及び手続に従い、並びに日本国政府が琉球諸島に供与する援助の計画に関する実施取極に従つて、使用し、建設し、維

持し、又は管理する。前記の器材及び施設に対する権原は、日本国政府と合衆国政府との間で特に別段の合意を行なう場合を除くほか、琉球政府に帰属する。

本大臣は、貴官が、前記の了解が貴国政府の了解でもあること並びにこの書簡及び前記の了解に同意する貴官の返簡が両政府間の合意を構成することをアメリカ合衆国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

(合衆国側書簡) (案)
(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、英語による訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、前記の了解を本国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成することを確認する光栄を有します。

本官は、さらに、アメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助の供与についての日本国政府の協力を求めたので、そのような援助の供与についての日本国政府の協力を歓迎する旨を申し述べる光栄を有します。合衆国政府は、極東における平和の擁護における指導的地位に伴う厳粛な責任を遂行するにあたり、日本国との平和条約第三条の規定に従って琉球諸島の施政を行なう責務を引き受けることが必要であると認めたとありますが、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望しております。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

極秘

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会
の設置に関する交換公文についての合意された議事録

(案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置するため
の千九百六十四年 月 日付けの交換公文のための交渉の過程
において到達した次の了解を記録する。

1 (b) に関し

交換公文 1 (b) に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。」とは、日本
国の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用されること

を意味するとは解釈しないこと、したがって、いずれの政府も、
アメリカ合衆国政府の当局又は琉球政府は日本国政府の供与す
る経済援助を受け入れ、又はその援助の計画を実施するに際し、
日本国の法律に従わなければならないものとは解さないことが
了解される。

4 に関し

交換公文 4 に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
「実施取極」とは、日本国政府の機関と高等弁務官の承認
林琉球政府の機関との間の取極で、日本国政府の援助計画を
施するために行なわれており、又は行なわれることがあるもの
を意味すると解釈することが了解される。

4/22 訂正
岩川(東本)

の下に行われる